

周囲に危険をもたらす太陽光パネルへの法的対処について

1. 問題となり得る類型ごとに、現行法の不足点を確認すること

- ① パネルの設置が良好な景観を損ねる「景観侵害タイプ」
→景観法、景観計画で対処。※周囲に危険をもたらすほどではない老朽化パネルへの対処。
- ② 機材の破損、飛散、倒壊で危険をもたらす「機材破損タイプ」
→建築基準法の「工作物」の対象外、電気事業法の対象は2,000kW以上。☞自己確認
- ③ 隣家に反射光が射し込む「反射光タイプ」
→民事紛争で最も多い類型。②の派生型。建築確認の際に併せて審査するのが本筋だが。
- ④ 森林を伐採して斜面に設置したパネルが土砂災害を惹起する「斜面崩落タイプ」
→宅地造成等規制法の改正など、近年規制が強化。その他、急傾斜地法、地すべり等防止法、森林法など。

2. 「事後法による財産権規制」には該当しない旨をはっきりさせること

空家対策特別措置法2条2項の「特定空家」は、建築時は適法な建築物であったものが、その後の維持・管理が不十分であったために、周囲に危険を及ぼしうる建築物となったものであり、そうした建築物に対して修繕命令や除却命令を行うことは、「事後法による財産権規制」に該当しない（あるいは、財産権の内在的制約による規制として正当化する余地あり）。

3. 設置者不明の場合にも自治体の判断で除去を可能とする手法を設けること

今後、最も留意すべきは、太陽光バブルに乗じて太陽光パネル事業に参入した中小事業者が、FITの買取期間を終えた後、適切な撤去・廃棄を行わず無責任に放置する事態である。

太陽光パネルが発電を続け、FITによる買取が続く限りは、事業者を捕捉することは可能なので、自治体は、今のうちに届出義務を課すなどして事業者を捕捉しておく必要がある（参照、山梨県条例附則4条1項）。~~その上で、撤去・廃棄費用をFIT価格から天引きして徴収するデポジットを課すことが重要である。~~☞法改正により実現した！

計画倒産などで事業者が行方不明になった場合に備えて、略式代執行の仕組みを法令で設けておく必要性が高い（参照、建基法9条11項、空家特措法14条10項）。

☞ 所説あるが、条例では略式代執行を規定できないとする見解が有力のため。また、略式代執行の費用は上記デポジットから支出できるようにすべき。

4. 固定価格買取制度(FIT)を存分に活用すること

維持・管理が不十分な事業者に対しては、FITで約束した価額での買取を行わない（価格を引き下げる、解約する）とするのが、市場原理に基づき活動する事業者に対しては効果観点（参照、山梨県条例26条3項）。比例原則の観点からも、100～0の間で程度に応じて加減を行うことができる点が、FITを用いたコントロールの最大の利点である。